

条例、規則等の取扱いについて

1 協定項目の要旨・留意点

- (1) 新設合併の場合、合併関係市町村は消滅するため、各市町村の条例、規則等は失効する。また、合併と同時に消滅する一部事務組合の条例、規則等も失効する。
- (2) このため、新市において必要な条例、規則等は、原則として、新市において新たに制定し施行する必要がある。
- (3) ただし、必要な事項については、新市の条例・規則が制定施行されるまでの間、従来合併関係市町村で施行されていた条例、規則を引き続き施行することができる。

※ 制定施行の区分

- 1 合併時に即時制定し、施行させる必要があるもの。

(1) 条例

新市の市長職務執行者（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第1条の2）の専決処分（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第179条第1項）により、即時制定し、施行する。

(2) 規則等

新市の市長職務執行者の職権（法第15条第1項）により、即時制定し、施行する。

- 2 合併後、暫定的に施行させる必要があるもの。

旧市町村で施行されていた条例、規則を暫定施行する（令第3条）。

- 3 合併後、逐次制定し、施行させるもの。

合併時に即時制定、施行しなくても市民生活に支障のない条例、規則等や、市長職務執行者の制定になじまない条例、規則等は、合併後逐次制定し、施行する。

2 提案内容の理由

先進事例を参考に、新市の条例、規則等を制定するときの整備方針を提案するものである。

3 協議（協定）先進事例

都市名	条例・規則の取扱い
篠山市 平成11年 4月1日 新設合併 （篠山町・西紀町・丹南町・今田町）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4町及び多紀郡広域行政事務組合が制定している条例、規則等については、同一又は1団体のみが制定しているものについては、原則として現行のとおりとする。 ・ 類似、相違又は数団体に制定されているものについては、いずれかを基本に調整統一し、事務事業に支障のないよう適切な措置を講ずるものとする。 ・ 合併協議会で確認された事項については、それぞれの調整方針に従って整理する
西東京市 平成13年 1月21日 新設合併 （田無市・保谷市）	条例、規則等の取扱いについては、合併協議会で、協議・承認された各種事務事業等の調整内容に基づき以下の条例・規則等の整備方針に基づき調整するものとする。 ～条例・規則等の整備方針～ 新市発足時には、田無市、保谷市の条例・規則等はすべてその効力を失うこととなる。そのため、新市において新たに条例・規則等を制定し、施行させる。なお、条例・規則等の制定にあたっては、合併協議会で、協議・承認された各種事務事業等の調整内容に基づき、以下の区分により、整備するものとする。（以下の区分略）

さいたま市 平成13年 5月1日 新設合併 (浦和市・大宮市・与野市)	条例・規則については、各協議項目の調整方針に基づき統一を図り、新市における事務事業に支障をきたさぬよう、整備するものとする。
さぬき市 平成14年 4月1日 新設合併 (津田町・大川町・志度町・寒川町・長尾町)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 5町同一の条例、規則等は、原則として現行のとおりとする。 ・ 類似、相違しているもの及び1町又は数町に制定されているものについては、調整統一し、事務事業に支障のないよう適切な措置を講ずるものとする。 ・ 合併協議会で確認された事項については、それぞれの調整方針に従って整理する。

4 参考法令

地方自治法（昭和22年法律第67号）

〔規則〕

第15条 普通地方公共団体の長は、法令に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則を制定することができる。

② 略

〔専決処分〕

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条但書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会を招集する暇がないと認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。

② 議会の決定すべき事件に関しては、前項の例による。

③ 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）

〔長の職務を暫定的に行う者〕

第1条の2 普通地方公共団体の設置があつた場合においては、従来当該普通地方公共団体の地域の属していた関係地方公共団体の長たる者又は長であつた者（地方自治法第152条又は第252条の17の8第1項の規定によりその職務を代理し若しくは行う者又はこれらの者であつた者を含む。）のうちからその協議により定めた者が、当該普通地方公共団体の長が選挙されるまでの間、その職務を行う。

②・③ 略

〔条例・規則の暫定的施行〕

第3条 普通地方公共団体の設置があつた場合においては、第1条の2の規定により当該普通地方公共団体の長の職務を行う者は、必要な事項につき条例又は規則が制定施行されるまでの間、従来その地域に施行された条例又は規則を当該普通地方公共団体の条例又は規則として当該地域に引き続き施行することができる。

5 条例、規則等の状況

平成15年4月1日現在の例規類集に登載された条例、規則等の状況

(1) 合併関係市町村

	条例	規則	訓令	告示	規程	その他	計
川内市	179	249	64	79	35	7	613
樋脇町	191	156	91	1	16	14	469
入来町	161	140	64		24	10	399
東郷町	151	119	59	2	28	7	366
祁答院町	151	130	40	7	10	11	349
里村	147	110	28	52	9	3	349
上甌村	172	113	17	25	13	11	351
下甌村	148	142	72	23	18	11	414
鹿島村	128	98	10	27	8	10	281
計	1,428	1,257	445	216	161	84	3,591

(2) 合併関係市町村の所属する一部事務組合（合併関係市町村内に事務局を有するもの）

	条例	規則	訓令	告示	規程	その他	計
川内地区消防組合	38	55	19	16	23	2	153
西薩衛生処理組合	29	19	8	4	3	1	64
甌島衛生管理組合	20	1		1		1	23
川薩地区介護保険組合	24	29	8	6	1	1	69
上甌島バス企業団	10	4			10	1	25
計	121	108	35	27	37	6	334